

1. 石狩市環境審議会委員名簿

(平成14年9月4日諮問時在任委員、敬称略)

	氏名	職業等	就任年月
会長	宇土澤 光賢	北海道工業大学 教授(環境デザイン学科)	H13.6.4～
副会長	近藤 哲也	北海道大学大学院 助教授(農学研究科)	H13.6.4～
委員	伊藤 英雄	石狩市農業協同組合 組合長	H13.6.4～
"	小野寺 毅	市民公募委員	H13.6.4～
"	木村 晶子	藤女子大学 講師	H13.6.4～
"	佐藤 豊治	石狩市連合町内会連絡協議会 会長	H13.6.4～
"	砂子 タケ子	石狩消費者協会 副会長	H13.6.4～
"	能村 久美子	市民公募委員	H13.6.4～
"	福土 芳明	市民公募委員	H13.6.4～
"	藤井 重行	石狩漁業協同組合 組合長	H13.6.4～
"	松下 芳嗣	石狩商工会議所 専務理事	H13.6.4～
"	宮本 奏	市民公募委員	H14.4.1～
"	安田 秀子	自然観察指導員	H13.6.4～
"	山田 義晴	石狩市衛生団体連合会 会長	H13.6.4～
"	渡辺 恵紀代	市民公募委員	H13.6.4～

2. 循環型社会の形成に向けた法制度

循環型社会の形成に向けて、近年法制度が充実されてきています。

<p>循環型社会形成推進基本法 平成 12 年 6 月施行 (環境省)</p>	<p>「循環型社会」の形成に向けた取り組みの基本的な枠組みとなる法律 「循環型社会」を 廃棄物等の発生抑制、 循環資源の循環的な利用、 適正な処分の確保によって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が できる限り低減される社会と定義 処理の優先順位を、 発生抑制、 再使用、 再生利用、 熱回収、 適正処分、と初めて法制化 生産者が、自ら生産する製品等について、使用され廃棄物となった後ま で一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を明示</p>
<p>資源有効利用促進法 平成 13 年 4 月施行 (経済産業省)</p>	<p>循環型社会経済システム構築のため、再生資源利用促進法を改正し、併 せて法律名も左記の通り改正 廃棄物の発生抑制(リデュース)、 部品等の再使用(リユース)、 使用済 み製品の原材料としての再生利用(リサイクル)を総合的に推進するた めの枠組を整備 取り組みを進めるべき業種や製品として、パソコン、自動車、家電製品 など 10 業種 69 品目を指定</p>
<p>廃棄物処理法 平成 13 年 4 月本格施行 (環境省)</p>	<p>産業廃棄物の適正処理の促進を目的に平成 13 年 4 月に本格施行。廃棄 物が適正に最終処分を受けたかの確認を怠った排出企業に、廃棄物の回 収と処分前の状態に戻す原状回復の責任を負わせる</p>
<p>家電リサイクル法 平成 13 年 4 月施行 (環境省、経済産業省)</p>	<p>使用済みの、テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンの 4 品目の回収、再生 利用をメーカーなどに義務付け リサイクル料金(2,400 円~4,600 円)と収集運搬料金を消費者が負担 する</p>
<p>容器包装リサイクル法 平成 9 年 4 月一部施行 平成 12 年 4 月全面施行 (経済産業省、環境省)</p>	<p>家庭系ごみのうち、容積比で 6 割を占める容器包装廃棄物の分別収集と 資源の再使用・再生利用を進めることを目的 消費者「分別して排出」、自治体「分別収集の実施」、事業者「再商品化 の実施」と役割分担を規定</p>
<p>食品リサイクル法 平成 13 年 5 月施行 (農林水産省、環境省)</p>	<p>食品関連事業者の食品廃棄物の発生抑制と減量化を行うとともに、原材 料として再生利用を進めることを目的 目標：平成 18 年度までに再生利用等の実施率を 20%に</p>
<p>建設リサイクル法 平成 12 年 11 月施行 (国土交通省、環境省)</p>	<p>建築物等の分別解体と再資源化の促進を目的 建築物を解体する場合、特定建設資材(コンクリート、アスファルト、 木材)の 現場での分別解体、 資源ごとの再生利用を工事の受注者に 義務付け</p>
<p>グリーン購入法 平成 13 年 4 月施行 (環境省)</p>	<p>国や地方自治体が環境負荷の少ない製品を率先して調達し、これらの製 品に関する適切な情報を消費者に提供することを求める法律</p>

3. リサイクル関係マーク

分別排出や再生品の利用の促進、環境保全意識の向上を目的として、各種のリサイクル関係マークが決められています。

(1) グリーンマーク

古紙再生利用製品の利用拡大を通じて古紙再生利用の意義の認識と、環境緑化の推進を目的に、昭和56年に制定されたもので、財団法人古紙再生促進センターが管理しています。

再生品の原料に古紙を40%以上(トイレットペーパーとちり紙は100%、コピー用紙と新聞用紙は50%以上)使用しているが表示をする際の条件で、届け出が必要です。

また、グリーンマーク表示品を購入することで、古紙再生に取り組んだとみなし、マークの収集数に応じて苗木やノートを送る(学校、町内会、自治会のみ)事業が併せて行われていましたが、一定の成果があったものとして平成13年度で終了されました。

詳しくは

財団法人古紙再生促進センターグリーンマーク実行委員会事務局

電話 03-3541-9425

<http://www.prpc.or.jp>

(2) エコマーク

消費者が商品と環境の関わりを考え、環境に優しい商品を選ぶための目安となるよう、平成元年に制定されたもので、財団法人日本環境協会が管理しています。

環境への負荷が少なく、環境保全に役立つ商品が対象で、商品の種類ごとに認定基準があります。

マークの上部には、マークの趣旨である「ちきゅうにやさしい」ということばが、マークの下部には、環境保全上の効果が短い言葉で書かれています。

詳しくは

財団法人日本環境協会エコマーク事務局

電話 03-3508-2653

<http://www.jeas.or.jp/ecomark>

(3) 非木材紙マーク

安定供給、品質面で十分に満足できると判断された非木材パルプを使用した紙や紙製品、加工品につけられ、地球環境保全に役立てるために、木材の代替資源としての非木材を利用した製品開発、利用普及と啓蒙活動を図ることを目的として、非木材紙普及協会が認定しているマークです。マークは草(非木材)と紙・紙製品と地球を表現し、森林資源を保全し、地球環境を大切にしようという思いが込められています。

詳しくは

非木材紙普及協会

電話 03-5643-5628

<http://www5.ocn.ne.jp/~himoku/>

(4) 再生紙使用マーク (Rマーク)

古紙の利用率をあげ、再生紙を利用する際に利用率が分かるように平成7年に制定されたもので、ごみ減量化推進国民会議が管理しています。Rの横の数字が古紙の利用率を示す数字です。

マークの使用は自由ですが、使用者は、表示する利用率に責任を持って表示しなければなりません。詳しくは

ごみ減量化推進国民会議

電話 03 - 5804 - 6281

(5) TREE FREE マーク

バージンパルプの消費による紙の生産に代えて、非木材紙を社会化することにより、森林資源並びに地球環境を保全するとともに、植林のための基金を得て、持続可能な社会に向け積極的に貢献することを目的とした(非木材紙) TREE FREE PAPER につけられるマークです。財団法人日本環境財団が認定しています。

詳しくは

財団法人日本環境財団ツリーフリー事務局

電話03 - 5358 - 8603

<http://www.jefnet.or.jp/>

(6) 分別排出のための識別マーク

消費者が容易に分別して排出できるように、「資源有効利用促進法」において表示を義務付けられたもので、現在は、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、紙製の容器包装、プラスチック製の容器包装、密閉型蓄電器(ニッケル電池、リチウム電池など)、塩化ビニル製の管などに表示が義務付けられています。

詳しくは

- ・スチール缶リサイクル協会

電話 03 - 5550 - 9431

<http://www.rits.or.jp/steelcan/>

- ・アルミ缶リサイクル協会

電話 03 - 3582 - 9755

<http://www.alumi-can.or.jp/>

- ・全日本一般缶工業団体連合会

電話 03 - 3866 - 7388

<http://www.ippancan.or.jp/>

- ・全国18リットル缶工業組合連合会

電話 03 - 5640 - 4041

- ・紙製容器包装リサイクル推進協議会

電話 03 - 3501 - 6191

<http://www.kami-suisinkyoo.org/>

(7) 紙パックマーク

牛乳紙パックの再利用を促進するため、平成4年に制定され、「全国牛乳パックの再利用を考える連絡会」が所有し、「集めて使うリサイクル協会」が管理しています。

全国牛乳パックの再利用を考える連絡会の認定を受けた工場の原料を使用することが、表示の条件です。

詳しくは

全国牛乳パックの再利用を考える連絡会

電話 03 - 3360 - 1098

<http://www.packren.org/>

また、紙パックの回収、再生の向上を目的に、「飲料用紙容器リサイクル協議会」が平成12年に紙パックマークを定め、平成15年3月を目途に定着を図っています。

内側にアルミを使用していない物に表示され、マークとともに「洗って開いてリサイクル」の標語や「洗って開いて乾かして」の排出方法と紙パックの展開図も表示されます。

詳しくは

飲料用紙容器リサイクル協議会

電話 03 - 3264 - 3903

(8) PET ボトルリサイクル推奨マーク

ペットボトルの再生品の利用拡大を目的として、平成7年に制定されたもので、PET ボトル協議会が管理しています。容器包装リサイクル法に基づきリサイクルされたペットボトル原料を25%以上使用していることが表示の条件で届出が必要です。

詳しくは

PET ボトルリサイクル推進協議会

電話 03 - 3662 - 7591

<http://www.petbottle-rec.gr.jp/>

(9) 統一美化マーク

飲料容器の散乱防止、リサイクルの促進を目的に昭和56年に制定されました。正式名称は「統一美化マーク」ですが、「リサイクルマーク」、「ポイ捨て防止マーク」、時として「食環協マーク」などの通称・俗称でも親しまれています。使用することが法律で義務づけられたマークではありませんが、散乱防止を象徴するマークとして広く浸透しています。

詳しくは

社団法人食品容器環境美化協会

電話 03 - 5472 - 4824

(10) プラスチックの識別マーク（SPI コード）

プラスチック廃棄物の効率的な分別を行うため、平成元年に制定された、米国プラスチック産業協会（SPI）の略号で、原料樹脂の材質を区分するためのコードシステムです。コードシステムで決められた番号に従い、同一番号のものを集積すれば同一の樹脂製品を分別することができます。プラスチックの材質別に1～7の番号マークがあります。

4. ごみやリサイクルに関する問い合わせは

(1) 家庭から出るごみ・事業所から出る一般ごみについては

石狩市生活環境部ごみ対策課 花川北6条1丁目30-2 電話 0133-72-3126
FAX 0133-75-2275

(2) びん・缶・ペットボトル(資源物)やリサイクルについては

リサイクルプラザ 新港南1丁目22-63 電話 0133-64-3196
FAX 0133-64-3195

(3) 事業所から出る一般ごみの収集については

有限会社道央興産 花川南5条2丁目102 電話 0133-73-9779
FAX 0133-73-7674

早来工営株式会社 新港中央3丁目750-6 電話 0133-64-1311
FAX 0133-64-1611

石狩産業株式会社 親船町21 電話 0133-62-3250
FAX 0133-62-3357

(4) 石狩市内の家庭から出るごみ・事業所から出る一般ごみの処理先は

北石狩衛生センター 厚田村大字聚富村618 電話 0133-66-4546
(一部事務組合)

(5) 産業廃棄物に関する問い合わせは

北海道廃棄物対策課 札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-231-4111
(内線24-313・315)

FAX 011-232-1156

北海道石狩支庁廃棄物対策係 札幌市中央区北3条西7丁目 電話 011-231-4111
(内線34-487)

FAX 011-232-1156

許可・届出等に関する問い合わせは、北海道石狩支庁の廃棄物対策係へ

